

一般競争入札参加者の資格等（告示）

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

6 壱病第 63 号
長崎県壱岐病院 院長 向原茂明

令和 6 年 8 月 28 日

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名 特殊建築物・建築設備等定期調査報告業務
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 **契約締結日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日**
- (4) 履行場所 長崎県壱岐病院
長崎県壱岐市郷ノ浦町東触 1 6 2 6 番地
- (5) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 壱岐市内に本店、支店又は営業所を有し、従業員を直接的に雇用している者。
- (2) 「建築関係建設コンサル」に関して壱岐市に競争入札参加資格申請書を提出し、受理を受けた者。
- (3) 令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第 1 号の規定に該当しない者である。
- (4) 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3 年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用しない者。
- (5) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県又は壱岐市から受けていない者又は受けることが明らかでない者。
- (6) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県又は壱岐市が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けていない者又は受けることが明らかでない者。
- (7) 当該業務の「仕様書」の内容を契約に基づき確実、かつ、直ちに履行できる者。

3 入札参加資格審査

入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書(様式第 1 号)に必要書類を添え、下記 1 1 の部局まで提出すること。

- (1) 申請の時期
この告示の日から**令和 6 年 9 月 4 日 (水)**までの間（長崎県壱岐病院の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (2) 申請書の交付場所
長崎県病院企業団本部、長崎県壱岐病院ホームページから入手すること。
- (3) 必要書類
ア 誓約書(様式第 2 号)
- (4) 審査結果の通知
資格審査結果通知書により**令和 6 年 9 月 6 日 (金)**までに通知する。

4 入札説明書の交付方法

入札説明書については次のとおり交付する。

(1) 交付場所

長崎県病院企業団本部、長崎県壱岐病院ホームページから入手すること。

5 入札の期日及び場所

(1) 日 時 **令和6年9月10日(火) 13時30分**

場 所 長崎県壱岐病院 2階第1会議室

(2) 入札当日が悪天候(大雪等)の場合は、入札を延期することもあり得る。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上の金額を納付すること。

ただし、次のいずれかに該当する場合は契約保証金の納付が免除される。

①長崎県壱岐病院院長を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

②入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県病院企業団本部、各病院等、若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上、契約書による証明は不可)を提出する場合

7 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

8 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、(1)から(7)までに該当することにより無効となった者は、再度の入札に加わることができない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札したとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 指名停止の措置を長崎県又は壱岐市から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(7) 長崎県又は壱岐市が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

(9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等、入札者の意思表示が確認できないとき。

(11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

9 落札者の決定方法

- (1) 長崎県病院企業団財務規程（平成 21 年 4 月 1 日長崎県病院企業団管理規程第 21 号）第 131 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県又は壱岐市から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県又は壱岐市が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

10 最低制限価格

本入札には、最低制限価格を設定しない。

11 入札担当部局

住所 〒 8 1 1 - 5 1 3 2 長崎県壱岐市郷ノ浦町東触 1 6 2 6 番地
名称 長崎県壱岐病院 総務課 財務係
電話 0 9 2 0 - 4 7 - 1 1 3 1
FAX 0 9 2 0 - 4 7 - 5 6 0 7